

**鳥取県告示第538号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（村づくり交付金事業大和地区農業用排水）に係る計画の変更を平成21年8月20日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成21年8月25日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則